



消費生活センターだより

暮らしのスクラム

SMS(ショートメッセージサービス)で 身に覚えのない請求を受けた!

事例 A

スマートフォンに、大手通販サイトから、「会員登録料の支払い確認が取れない。連絡なき場合は訴訟する」とショートメールが届いた。身に覚えがなく、問い合わせの電話番号に連絡すると、高額な料金を請求された。

事例 B

スマートフォンに、大手携帯会社から、「ご利用料金が設定した金額を超えました。ご確認が必要です」とショートメールが届いた。添付してあったサイトにIDとパスワードを入力してアクセスしたが、覚えのない請求明細だった。

アドバイス

事例A: 架空の請求メールを、誰彼なしに送りつける手口です。詐欺業者は、連絡してきた人に「放置すると高額な延滞金がかかる。今日支払えば値下げする」などと巧妙に持ち掛け、すぐに支払うよう誘導します。コンビニで電子マネーを購入させてID番号を聞き出し、支払わせることが多いです。身に覚えのない請求は取り合わないようにしましょう。

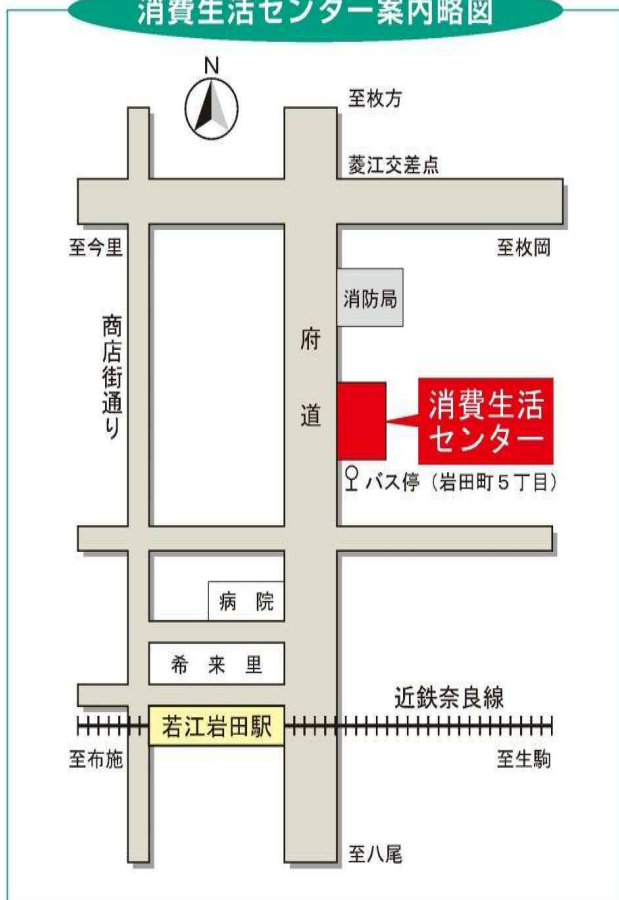
事例B: フィッシング詐欺の一種です。携帯会社の偽サイトに誘導し、IDとパスワードを入力させて個人情報を盗み取ります。詐欺業者がショッピングサイトで盗み取った携帯会社のIDとパスワードを使い、キャリア決済でネット上の商品を購入して換金する手口です。安易にIDやパスワードを入力しないようにしましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車

北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉 (年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉 (年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで